

# 民 生

---

1	社 会 福 祉	59
2	生 活 保 護	60
3	児 童 ・ 母 子 福 祉	62
4	身 体 障 害 者 福 祉	67
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	68
6	老 人 福 祉	70
7	失 業 对 策 事 業	73
8	国 民 健 康 保 險	75
9	国 民 年 金	77
10	戸 籍 ・ 住 民	79
11	住 民 組 織	80
12	交 通 安 全 对 策	81



# 1 社会福祉

## (1) 民生委員 (昭47.4.1現在)

ア 定数 332人 現員 316人(男208人 女108人)

### イ 地区別民生委員数

性別 \ 地区	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	西和部	東北部	湖 東	計
男	28	37	17	35	26	26	17	22	208
女	25	24	5	24	16	5	4	5	108
計	53	61	22	59	42	31	21	27	316

### ウ 民生委員推せん制度

#### 民生委員推せん準備会

各校区5名以内(校区社協代表、婦人会代表、民生委員代表、自治会代表、PTA代表(小学校)により構成)の民生委員推せん準備委員により選考の上推せんする。

#### 民生委員推せん制度

各校区より推せんされた候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする。

### エ 処 遇

#### 民生児童委員報償金

総務 年額12,000円 委員 年額11,000円(内6,000円は県より補助)

市電乗車券(全線バス交付)

民生委員協議会運営交付金 年額 332千円

費用弁償(大会等出席旅費)年額 93千円

## (2) 社会福祉団体一覧

(昭 47.4.1 現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	手取本町1-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る。
熊本市未亡人会	板倉アキノ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る。
熊本市老人クラブ	伊牟田直敏	水道町6-15	老人の福祉増進。
熊本市遺族連合会	山下 正	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する。
熊本県英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3 福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福利増進。
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	手取本町8-3 福祉会館内	戦傷病者の福利増進。
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進。
熊本地区保護司会	免出 礦	大江町渡鹿735-1	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行なって一般社会への復帰を計り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行なうことを目的とする。
熊本BBS会	池永 憲貞	本荘5丁目15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る。
原水爆禁止国民会議熊本協議会	福田 令寿	大江町九品寺672	あらゆる国の核実験に反対。
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	花畑町12-5	人類を滅亡する核兵器の製造中止。
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進。
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進。

## 2 生活保護

### (1) 保護状況

区分		年度				
		4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
生活扶助	世帯	3,493	3,494	3,417	3,460	3,586
	人員	8,761	8,467	7,996	7,690	7,727
	金額(千円)	374,815	425,363	467,686	533,495	640,552
住宅扶助	世帯	2,626	2,640	2,611	2,591	2,691
	人員	6,865	6,698	6,348	5,946	5,932
	金額(千円)	56,963	65,668	74,271	84,465	101,980
教育扶助	世帯	1,225	1,134	1,038	955	917
	人員	2,149	1,916	1,727	1,632	1,584
	金額(千円)	22,773	22,425	22,813	23,069	26,854
医療扶助	世帯	3,745	3,889	3,959	4,120	4,350
	人員	4,705	4,943	5,105	5,240	5,548
	金額(千円)	802,681	971,885	1,029,065	1,476,126	1,565,420
出産扶助	世帯	0.4	0.7	0.3	0	0.8
	人員	0.4	0.7	0.3	0	0.8
	金額(千円)	61	89	44	7	86
生業扶助	世帯	86	85	82	40	31
	人員	86	85	82	40	31
	金額(千円)	2,877	2,765	2,545	2,904	2,938
葬祭扶助	世帯	13	12	12	12	13
	人員	13	12	12	12	13
	金額(千円)	1,061	909	1,124	1,128	1,663
保護施設事務費(千円)		10,689	11,056	9,652	11,294	12,366
実数	世帯	4,748	4,844	4,772	4,832	5,016
	人員	10,117	9,924	9,470	9,192	9,296
	金額(千円)	1,271,920	1,500,160	1,607,200	2,132,488	2,351,862

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

### (2) 保護率の推移(年度平均)

区分	年度				
	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
市	24.85%	24.38%	23.26%	21.65%	20.61%
県	27.98	26.50	25.02	24.52	24.98
全国	15.2	14.5	13.8	13.0	12.6

(3) 保護措置状況

年度 区分	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
申請件数	1,875	1,642	1,557	1,633	1,641
開始件数	1,409	1,401	1,229	1,326	1,340
却下件数	330	302	328	322	333
廃止件数	1,345	1,380	1,238	1,183	1,230

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和46年度月平均)

区 分	就 業 別		計	構 成 比(%)
	内 訳	世 帯		
世帯主が働いている世帯	常 用 勤 労 者	2 5 3	2 5 3	5.0 5
	日 雇 労 務 者	3 5 3	3 5 3	7.0 6
	内 職 者	1 3 0	1 3 0	2.6 0
	そ の 他 の 就 業 者	2 8 5	2 8 5	5.7 0
世帯主は働いていないが 世帯員が働いている世帯		4 7 3	4 7 3	9.4 6
働いている者のいない世帯		3,5 0 7	3,5 0 7	7 0.1 3
合 計		5,0 0 1	5,0 0 1	1 0 0

(5) 施 設

(昭47.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	加茂町4 1	3 5.1 2	5 0
授 産	友 愛 授 産 場	”	本 山 一 人	壺川2丁目1-5 7	2 8.1 2	5 0
”	熊本コロニー作業所	”	飯 川 勉	二本木3丁目12-37	3 8. 4	7 0
”	熊 本 授 産 場	”	甲 斐 国 男	本荘2丁目3-1 5	3 8. 4	5 0

民生

### 3 児童・母子福祉

#### (1) 児童手当制度

##### ア 目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより児童の健全な育成を助長するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 開始日 昭和46年4月1日

##### ウ 支給要件

児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているときに支給する。

- ① 4人以上の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。
- ② 父母に監護されずまたはこれと生計を同じくしない4人以上の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。
- ③ 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されずまたはこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が4人以上であるときに限る。
- ④ 児童手当は、①～③のいずれかに該当する者の当該年度の市民税が非課税又は均等割額であるときに支給する。

エ 金額 1人月額 1,000円

オ 受給世帯数 (推定) 2,889世帯 受給推定人員 3,157人

#### (2) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未処理件数
43	公立	1,273	1,218	1,062	87.2	156
	私立	3,075	2,960	2,392	80.8	568
	計	4,348	4,178	3,454	82.7	724
44	公立	1,243	1,166	1,047	89.8	119
	私立	3,587	3,263	2,745	84.1	518
	計	4,830	4,429	3,792	85.6	637
45	公立	1,293	1,235	1,087	88.2	148
	私立	3,896	3,739	3,143	84.2	596
	計	5,189	4,974	4,230	85.0	744
46	公立	1,349	1,287	1,199	93.1	88
	私立	4,570	4,344	3,793	87.3	551
	計	5,919	5,631	4,992	88.6	639
47	公立	1,349	1,245	1,144	91.8	101
	私立	5,114	4,767	4,127	86.5	640
	計	6,463	6,012	5,271	87.6	741

#### (3) 階層別保育所措置状況

(昭47.4.1現在)

区分	階層別	A	B	C				D					計	
				特1	第1	第2	第3	特1	第1	第2	第3	第4		第5
3未 満 才児	公立	3	11	6	46	30	4	2	0	20	5	5		132
	私立	31	58	7	429	257	38	27	27	208	122	69	15	1288
	計	34	69	13	475	287	42	29	27	228	127	74	15	1420
3 才 児	公立	6	22	2	91	77	11	9	4	38	11	10	3	284
	私立	32	45	9	336	195	33	15	16	115	44	24	8	872
	計	38	67	11	427	272	44	24	20	153	55	34	11	1156
4以 上 才児	公立	24	46	5	263	166	31	8	10	103	31	27	14	728
	私立	79	108	25	768	482	77	21	42	209	73	38	45	1967
	計	103	154	30	1031	648	108	29	52	312	104	65	59	2695
計	公立	33	79	13	400	273	46	19	14	161	47	42	17	1,144
	私立	142	211	41	1533	934	148	63	85	532	239	131	68	4,127
	計	175	290	54	1933	1207	194	82	99	693	286	173	85	5,271

(4) 保育料徴収基準額

(昭和47年度)

階層区分		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義		徴収基準額(月額)	
				3才未満児	3才以上児
A階層		生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B階層		A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0
C階層	A前税及年世帯及びBの階層を税非課	特1階層	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯で特に生活困窮世帯	1,700 (850)	1,350 (670)
		第1〃	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	2,250 (1,120)	1,800 (900)
		第2〃	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,650 (1,320)	2,250 (1,120)
		第3〃	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,900	2,500
D階層	Aの所得及びBの階層を税非課税世帯	特1階層	前年分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	3,300	2,950
		第1〃	前年分の所得税課税額が1,500円以上3,000円未満である世帯	3,500	3,150
		第2〃	前年分の所得税課税額が3,000円以上3,000円未満である世帯	5,000	3才児又は4才以上児の保育単価(但しその額が4,900円を越える時は4,900円とする)
		第3〃	前年分の所得税課税額が3,000円以上6,000円未満である世帯	6,400	3才児又は4才以上児の保育単価(但しその額が6,200円を越える時は6,200円とする)
		第4〃	前年分の所得税課税額が6,000円以上9,000円未満である世帯	9,100	3才児又は4才以上児の保育単価(但しその額が8,900円を越える時は8,900円とする)
		第5〃	前年分の所得税課税額が9,000円以上である世帯	3才未満児の保育単価	3才児又は4才以上児の保育単価

固定資産税額による附加基準

徴収金基準額表の市町村税等による定義上の階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税額が 4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し前年度分の固定資産税額が 6,000円以上である世帯	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し前年度分の固定資産税額が 8,000円以上である世帯	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の第2階層

(注) Cの特1並びにDの特1に属するものは、各々のCの1、Dの1に準ずる。

( )内は二人以上児童が入所している場合、その二人目以降の児童に適用される基準額(C特1、C1、C2のみ適用)

(5) 助 成

ア 助成金支出状況(昭和47年度)

熊本市保育所連盟助成金 年額 5,400,000円

私立保育所共済組合助成金 年額 106,000円

季節保育所連盟助成金 年額 36,000円

保護者徴収金は、各保育園に徴収を委託し、私立保育園には98%以上の徴収に対し $\frac{2}{100}$ 相当額を交付する。

イ 保育所建設費補助金

補助額

年額 7,500千円

(単位 千円)

面積	構造別	新築		全面改築		増築	
		鉄筋	木造	鉄筋	木造	鉄筋	木造
33㎡～65㎡						200	100
66㎡～98㎡		1,500	1,200	1,000	800	300	200
99㎡～131㎡						400	300
132㎡以上						500	400

㉔ 母子福祉資金貸付状況

(昭和46年度)

種類	申請数	貸付決定数	貸付総金額	貸付限度額	措置期間	償還期間	利率
事業開始資金	6	4	1,400,000	個人 400,000 団体 1,000,000	1年間	6年以内	個人年3% 団体年5%
事業継続資金	12	11	2,140,000	個人 200,000 団体 300,000	6ヵ月	3年	"
修学資金	47	61	4,219,000	高校 150 大学 300	卒業後	6年 8年	無利子
技能修得資金	0	0	0	月額 3000	習得後	10年	年3%
修業資金	5	4	180,000	" 3000	"	5年	(厚生大臣が定めるもの無利子)
就職支度資金	1	1	15,000	1回につき 25,000	1年間	5年	年3%
生活資金	0	0	0	月額 7500	6ヵ月	技能修得と一緒 療養と一緒 10年 5年	"
住宅資金	6	7	1,500,000	200,000	"	6年	"
転宅資金	0	0	0	18,000	"	3年	"
就学支度資金	14	34	405,000	25,000 100,000	"	5年	無利子
療養資金	2	1	100,000	(特別な場合) 150,000	"	5年	年3%
計	93	123	9,869,000	-	-	-	-

㉕ 児童扶養手当

ア 児童扶養手当受給世帯数

(昭和46年度)

区分	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
	離婚世帯	その他						
世帯	114	-	24	24	4	33	4	203
金額	349,400	-	74,800	70,800	11,600	104,100	14,000	624,700

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

種別	重度精神薄弱児	重度身体障害児	計
受給者	19	27	46

㉖ 施設

ア 助産・母子寮

(昭和47.4.1現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
助産	熊本産院	熊本市	星子敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	"	"	大江6丁目1-50	" 26.8	30(世)
"	友愛会	社会福祉法人	本山一人	壺川2丁目1-57	" 27.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英喜	本荘2丁目3-8	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水町320	" 25. 5	15

ウ 養護施設

琵琶崎聖母愛児園	社会福祉法人	ソング・マルガリタ	島崎町島崎820	昭23. 5	100
慈愛園子供ホーム	"	潮谷 総一郎	神水町320	" 23. 5	90
菊水学園	"	松本 孝治	大江町渡鹿80	" 25.10	80
天使園	"	福永 満喜子	大江町渡鹿928	" 23.11	70
藤崎台童園	"	平野 松枝	古京町3-5	" 23.12	70
竜山学園	"	上村 義淵	竜田町上立田915	" 23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本次人	清水町新地720	昭38.12	80
大江学園	"	塘林宏介	大江町渡鹿30	" 40. 6	90
仁爱ひかり園	"	井福保雄	薄場町295-7	" 45.11	(通園)30

オ 教護院

白川学園	熊本県	甲斐二雄	清水町打越476	明42. 2	60
------	-----	------	----------	--------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	門脇トミ	新生町2丁目	昭28. 7	80
----------	--------	------	--------	--------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	西生早人	南町9	昭33. 8	30
--------	-----	------	-----	--------	----

ク 保育所  
公立

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	10	3	13	本荘6丁目	大江保育園	60	4	1	5	大江6丁目
寺原 "	70	5	1	6	東寺原町	春日 "	74	4	2	6	春日1丁目
横手 "	100	7	3	10	横手町	清水 "	75	4	2	6	清水町松崎
白山 "	75	5	2	7	白山2丁目	中島 "	60	4	1	5	沖新町
京塚 "	110	5	1	6	健軍町	幸田 "	70	4	1	5	御幸笛田町
京町台 "	85	8	2	10	池田町	健軍 "	75	4	2	6	健軍町
城東 "	90	7	1	8	水道町	水前寺 "	60	5	1	6	水前寺公園
池上 "	60	3	1	4	池上町						
小島 "	70	5	1	6	小島下町	計16カ所	1,264	84	25	103	

民生

私 立

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白羊保育園	90	6	3	9	島崎町島崎	ぎんなん保育園	90	6	3	9	健軍町京塚
黒髪幼愛園	200	16	4	20	黒髪町坪井	川尻 "	90	6	3	9	川尻町
愛光幼児園	60	4	4	8	新大江2丁目	つぼみ "	90	8	4	12	出水町国府
城高保育園	60	4	3	7	城山大塘町	シオン "	60	12	4	16	古城町
みのり "	60	4	3	7	本荘3丁目	くるみ "	90	7	4	11	大江町渡鹿
双葉 "	60	10	3	13	本荘2丁目	仁愛乳児園	60	10	3	13	春日4丁目
城南幼愛園	60	4	4	8	春日町	木の実保育園	90	6	3	9	西原2丁目
のぞみ保育園	90	6	3	9	若葉町	杉の子 "	90	9	3	12	二本木4丁目
友愛会 "	60	5	3	8	壺川2丁目	天使の園 "	48	5	3	8	大江町渡鹿
聖母幼愛園	120	7	6	13	南町	きよめ "	60	10	3	13	出水町国府
ひかり幼児園	120	10	3	13	大江2丁目	八景水谷 "	60	7	3	10	清水町高平
ひばり保育園	110	8	4	12	健軍町	九品寺 "	60	5	5	10	九品寺5丁目
旭 "	150	9	4	13	近見町	画図 "	60	5	3	8	画図町下江津
かづば "	90	8	3	11	保田窪本町	二岡 "	60	7	3	10	戸島町
マリア "	85	6	3	9	東水前寺町	広福 "	60	4	3	7	長嶺町
報徳 "	90	5	4	9	池田町西原	託麻小山 "	60	5	3	8	小山町
小碓 "	90	5	4	9	新南部町	供合 "	85	6	2	8	上南部町
螢光 "	60	4	3	7	花園町	森下 "	90	5	3	8	南高江町 字宮ノ本
ひまわり "	60	6	3	9	新大江1丁目	第二桜ヶ丘 "	90	10	3	13	世安町字川端
秋津 "	90	5	4	9	秋津町沼山津	本妙寺 "	60	5	3	8	花園町寺屋敷
若葉幼愛園	80	6	3	9	池上町	帯山 "	60	4	3	7	健軍町
かおる保育園	90	7	3	10	中島町	大光 "	60	4	3	7	画図町
有明 "	60	4	2	6	小島下町	くすの実 "	90	6	3	9	楠4丁目
藤崎台 "	60	4	3	7	古京町	千草 "	60	5	3	8	春竹町春竹
城北 "	120	10	3	13	清水町新地	計	4148	332	164	496	
仁愛 "	210	12	3	15	薄場町	公私計66カ所	5412	416	190	606	

ケ 季節保育所

年 度		保 育 期 間		保 育 個 所	
4 5	春 期	5. 2 5	6. 2 5	( 3 0 日間 )	9
	秋 期	1 0 2 7	1 1 2 7	( 3 0 日間 )	9
4 6	春 期	5. 2 5	6. 2 5	( 3 0 日間 )	9
	秋 期	1 0 2 7	1 1 2 7	( 3 0 日間 )	9
4 7	春 期	6. 1	6. 3 0	( 3 0 日間 )	6
	秋 期	1 0 2 7	1 1 2 7	( 3 0 日間 )	7

#### 4 身体障害者福祉

##### (1) 障害者の実態

(昭和46年度)

障害者	年令・性別		18才未満			18才以上			計
	男	女	男	女	計	男	女	計	
視覚障害	9	16	25	629	575	1204	1229		
聴覚又は平衡機能障害	44	44	88	520	354	874	962		
言語・機能障害	3	3	6	25	18	43	49		
肢体不自由	133	109	242	2334	1267	3601	3843		
内部疾患	0	0	0	32	19	51	51		
計	189	172	361	3540	2233	5773	6134		

##### (2) 身体障害者更生援護状況

(昭和46年度)

障 害 別	取 扱 実 人 員	運賃割引証交付				相談・指導及び措置					手帳交付	
		国 鉄		自 動 車		補 装 具	職 生 活 業 指 導 及 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用(件)	介 護 用(件)	単 独 用(件)	介 護 及 び 用(件)							
視覚障害	2,777	873	1,849	764	382	272	608	1	21	2,576	96	99
聴覚障害	3,059	905	1,209	843	421	544	782	0	16	1,660	135	136
言語・機能障害	53	43	0	28	0	4	7	0	0	34	7	7
肢体不自由	6,661	3,511	601	1,490	745	1,004	1,971	11	150	3,997	369	361
内部疾患	38	0	0	15	0	0	33	2	0	15	25	26
計	12,588	5,332	3,659	3,140	1,548	1,824	3,401	14	187	8,282	632	629

(注)運賃割引証交付の自動車計欄中、冊は主に県内利用冊数、枚は主に県外利用枚数を示す

##### (3) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭和46年度)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用
2	14	661,000円

(注)昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

##### (4) 身体障害者相談

(昭和46年度)

相談員 12人

相談件数 363件

委託料 月 300円(県費)

##### (5) 施 設

(昭和46年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者更生指導所	熊本県	吉田 実	大江町渡鹿843	昭28.9	入所60 通所10

## 5 精神薄弱者福祉

### (1) 精神薄弱者相談室 (昭43.6.1開設)

#### ア 業務の内容

- 精神薄弱者に対する個別的実態調査。
- 精神薄弱者の実情把握に必要な基礎的な診断判別。
- 精神薄弱者の保護者ならびに家族に対する啓蒙助言。
- 精神薄弱者の援護措置に関する業務。

#### イ 職員の配置

- 精神薄弱者福祉司 1人
- 事務職員 2人
- 嘱託医 2人(嘱託料1人月額7,000円)

#### ウ 利用状況 (昭和46年度)

障 害		性 別		
		男	女	計
精 神 薄 弱	軽 度	142( 9)	69(18)	211( 27)
	中 度	91( 2)	86( 1)	177( 3)
	重 度	99( 4)	117( 4)	216( 8)
	最 重 度	5	12	17
	境界線	62(39)	30(24)	92( 63)
重症心身障害		21	37	58
性格行動異常		17	14	31
精神身体障害		16	14	30
そ の 他		16( 52)	12(35)	28( 87)
計		469(106)	391( 82)	860(188)

年 令		性 別		
		男	女	計
0才～5才		65( 2)	46	111( 2)
6～12		165(73)	113(62)	278(135)
13～15		23( 31)	46(20)	69( 51)
16～20		121	98	219
21才以上		95	88	183
計		469(106)	391( 82)	860(188)

(注)( )内は書類判定件数

#### エ 措置指導区分

(昭和46年度)

性 別	種 別	在宅指導	教育措置	施設措置	職親委託	医療措置	そ の 他	計
		男	78	83	46	128	48	86(106)
女	89	52	47	107	47	49( 82)	391( 82)	
計	167	135	93	235	95	135(188)	860(188)	

(注)( )内は書類判定件数

### (2) 心身障害児(者)家庭奉仕員 (昭47.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用
2	10世帯	661,000円

(注)昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度 (昭47.4.1現在)

職親登録 11件  
 職親委託数 13人  
 委託料 1人月額1,500円(内訳市費1,250円、国費250円)

(4) 精神薄弱者相談

相談員 15人  
 相談件数 月90件  
 委託料 月300円(県費)

(5) 更生施設入所状況 (昭47.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
芥山寮	本渡市本渡大字下河内680	90	27
清香園	下益城郡松橋町竹崎1115	40	5
蓮実園	福岡県八女郡上陽町上横山1233	80	1
しがらき青年寮	滋賀県甲賀郡信楽町大字神山577-1	50	1
なぎさ寮	牛深市深海町浅海5787	40	1
糸口厚生園	大分県宇佐市大字猿渡	50	1
つつじヶ丘学園	球磨郡須恵村4180-1	30	2

(6) 心身障害者扶養共済制度

ア 目的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするものである。

イ 心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められるもの。

ウ 加入者

心身障害者の保護者(心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。)であつて、原則として45才未満のものとする。

ただし、制度発足当初(昭和46年3月31日まで)に限り、65才未満とする。

エ 保険料

年齢区分	掛金月額(円)
35才未満の者	1,000
35才以上 45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

オ 給付金

① 加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円の年金を支給する。

② 加入後1年以上のもので、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する。

カ 開始日 昭和45年4月1日

## 6 老人福祉

### (1) 措置状況

(昭47.4.1現在)

区 分	定 員	性 別	年 令				計
			61~70	71~80	81~90	91以上	
養護老人ホーム	426	男	21	56	18	0	95
		女	55	132	55	8	250
特別養護老人ホーム	52	男	6	9	8	1	24
		女	7	23	18	3	51
計	478	男	27	65	26	1	119
		女	62	155	73	11	301

### (2) 老人健康診断実施状況

区 分 \ 年 度	42	43	44	45	46
対象人員	16,919	17,219	17,673	20,304	19,824
受診人員	4,876	4,805	3,716	4,306	4,483
受診率(%)	288	279	245	212	226
経費(円)	1,301,591	1,412,771	1,570,994	1,671,880	2,437,511

(注)市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

### (3) 老人家庭奉仕員制度

(昭和46年度)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用
13	49	3,833千円

(注)昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

### (4) 老人クラブ助成状況

区 分 \ 年 度	42	43	44	45	46
老人クラブ助成対象数	90	99	104	133	137
助成金支出額(円)	1,339,000	1,604,500	1,650,000	2,076,000	2,368,500

### (5) 施 設

#### ア 老人福祉センター

所在地 熊本市水道町6番15号  
 経営主体 熊本市  
 開設年月日 昭和39年6月1日  
 構 造 鉄筋コンクリート3階建(但し、1階は保育園)  
 建物面積 延627.99㎡(190.3坪)  
 建設費 20,198,000円  
 開館日時 午前9時~午後5時 休館日は毎週月曜及び祝日  
 使用料 1人1日20円(団体20人以上、2割5分引き)  
 定 員 200人

主な設備 集合娯楽室 1室 面接保険室 1室  
 娯楽室 4" ホール 1"  
 研修室 1" 浴室 1"  
 図書室 2"

利用状況

性別 \ 年度	42	43	44	45	46
男	22,588	22,117	21,758	20,582	17,349
女	31,612	32,102	33,031	29,203	28,742
計	54,200	54,219	54,789	49,785	46,091
使用料(円)	1,074,085	1,079,020	1,090,645	993,095	920,170
1日平均利用者	182	183	184	168	155

イ 東部地区老人福祉センター

所在地 熊本市健軍町4798番地  
 経営主体 熊本市(管理運営は熊本市社会福祉協議会に委託)  
 開設年月日 昭和46年4月1日  
 構造 木造、瓦葺、平家建  
 敷地面積 330㎡(100坪)  
 建物面積 延208.68㎡(63坪)  
 建設費 8,445,000円  
 開館日時 午前9時～午後5時 休館日は毎週火曜及び祝日  
 使用料 1人1日 20円  
 定員 50人  
 主な設備 集会娯楽室 1室 図書室 1室  
 娯楽室 1" 浴室 1"

ウ 弘済寮

所在地 熊本市谷尾崎町1546番地  
 経営主体 熊本市  
 開設年月 昭和11年4月  
 種別 養護老人ホーム  
 構造 木造、瓦葺、平家建  
 敷地面積 10,222.014㎡  
 建物面積 延2,048.475㎡  
 定員 146人  
 主な設備 集会所、納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室

措置状況

(昭和47.4.1現在)

区分 \ 性別	男	女	計
熊本市 (市費)	49	75	124
熊本県 (県費)	3	1	4
その他 (委託)	2	1	3
計	54	77	131

エ 高齢者無料職業紹介所

所在地 熊本市手取本町8番3号 熊本県福祉会館1階  
 経営主体 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会  
 開設年月日 昭和45年9月16日

オ その他の施設

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
養護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉村春三	神水町320	23.11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	マリーポアセリエ	島崎町820	21.11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋山禎範	黒髪町下立田631	26.5	70
特別養護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	杉村春三	神水町320	39.7	52

(6) 敬老祝金 (昭和45年4月1日開始)

目的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである。

受給資格 88才以上であって、本市に引き続き1年以上居住している者

金額 年額5,000円

(7) 老人医療費助成 (昭和46年11月開始)

目的 高齢者に対し医療費に要した費用の一部を助成することにより、安心して十分な治療を受けてもらい、健康で明るい老後の幸せに寄与しようとするものである。

受給資格及び助成額	○本市に3か月以上居住している満75才以上の者で前年の所得が国民年金法に定める福祉年金の所得制限額以下の者及び老齢福祉年金を受けている者	国民健康保険被保険者…医療費の $\frac{2}{10}$ 社会保険各法被保険者…医療費の $\frac{4}{10}$
○本市に3か月以上居住している満70才以上の寝たきり老人並びに身体障害者で次に該当する者 ①国民年金法に定める老齢福祉年金または障害福祉年金を受けている者 ②前年の所得が福祉年金の所得制限以下の者でそれぞれの福祉年金受給者	保険診療費の全額無料	

7 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

区分		年度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
適格者数	男		764	714	694	611	593
	女		891	876	837	745	734
	計		1,655	1,590	1,531	1,356	1,327

イ 対象者の動向

区分 年度	年度当初 適格者数	年度末 適格者数	減 少 者 内 訳					計
			就 職	自営業	移 管	死 亡	その他	
4 2	1,652	1,587	7	38	1	18	2	66
4 3	1,587	1,531	2	38	1	15	1	57
4 4	1,531	1,356	5	156	0	16	0	177
4 5	1,356	1,327	0	10	1	19	2	32
4 6	1,327	1,041	57	219	0	9	2	287
計	—	—	71	461	3	77	7	619

(注) 各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管・転入者等による増員分である

ウ 就労者の年齢別人員

(昭47.3.31現在)

性別	年 令	34才	35	40	45	50	55	60	65	70	計	平均年齢
		以下	39	44	49	54	59	64	69	以上		
男	人 員	1	12	24	50	51	90	96	77	49	450	58.5才
	比率(%)	0.1	1.1	2.3	4.8	4.9	8.6	9.2	7.4	4.7	43.2	
女	人 員	2	6	14	66	141	156	134	55	17	591	57.4才
	比率(%)	0.2	0.6	1.3	6.3	13.5	15.0	12.9	5.3	1.6	56.8	
計	人 員	3	18	38	116	192	246	230	132	66	1,041	58.4才
	比率(%)	0.3	1.7	3.6	11.1	18.4	23.6	22.1	12.7	6.3	100	

エ 失対事業吸収者調

区 分	年 度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
年間吸収者数		374,667	357,431	339,705	316,143	282,774
1日平均就労者数		1,419	1,354	1,297	1,197	1,071

② 賃金・見舞金

ア 賃金

(昭47.4.1現在)

作業区分		A	B	C	該 当 人 員			
					男	女	計	比 率
応能段階	1 (円)	1,521	1,214	1,139	234	219	453	47.19%
	2 (円)	1,315	1,184	1,099	99	265	364	37.91
	3 (円)	1,285	1,154	1,068	76	67	143	14.90
該当人員	男	90	304	15	就業者数 960人 総計 1,041人 在籍者(92.22%)			
	女	0	330	221				
	計	90	634	236				
	比率(%)	9.38%	66.04	24.58				

イ 見舞金 (1人当り)

(単位 円)

区 分		年度	42	43	44	45	46
夏 期	国		5,679	6,390	7,200	8,235	9,369
	県		2,300	2,650	3,000	3,400	3,850
	市		8,871	9,810	11,000	12,515	14,201
	計		16,850	18,850	21,200	24,150	27,420
年 末	国		13,781	15,480	18,000	20,587	24,463
	県		5,100	5,600	6,200	6,800	7,400
	市		17,319	18,920	20,800	22,913	25,237
	計		36,200	40,000	45,000	50,300	57,100

(注) 46年度年末支給分より就労日数による段階制を設けた

③ 厚生

ア 就職等奨励金

失業者就労事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1入市より4,000円(45年度まで3,000円)県より5,000円(国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{2}{3}$ 負担)  
計9,000円

就職等奨励金支給状況

区 分		年度	42	43	44	45	46
熊 本 市	就 職 者	男	7	1	3	0	33(32)
		女	2	1	2	0	24(24)
	自営開業者	男	27	16	75	6	108(104)
		女	17	21	81	4	111(110)
計			53	39	161	10	276(270)
熊 本 県	就 職 者	男	5	2	2	0	24(24)
		女	1	0	1	0	27(27)
	自営開業者	男	7	3	22	4	54(53)
		女	4	12	16	0	46(44)
計			17	17	41	4	151(148)
合 計			70	56	202	14	427(418)

(注) ( )内は46年度雇用奨励制度特別措置者数 国支給金額250,000円 市支給金額150,000円  
合計 400,000円

イ 共済会

失業対策事業に就労する労働者で組織する各組合員の、互助共済及び福祉増進を計ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当り 50円(昭38.4~昭42.9までは30円)

厚生会補助金交付状況

組合名	42		43		44		45		46	
	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額
全日自労熊本分会共済会	214	101850	200	120150	187	112200	177	104700	143	90300
全国自労熊本市部 "	423	202170	391	235050	358	214800	314	186000	252	160950
熊本建設労組 "	436	210150	460	276000	438	262800	395	240300	329	209250
熊本市失対労働者新興組合共済会	209	99330	185	112800	180	108150	140	84750	52	43650
熊本失対民自労厚生会	32	15360	31	18600	27	16050	20	12300	0	2700
熊本市失対観光 "	13	6660	14	8700	16	9300	15	8850	22	12000
熊本特失労組 "	80	38700	82	49350	83	49500	80	48450	55	36750
全国協和労働組合共済会	—	—	—	—	—	—	—	—	54	24600
新熊本労組厚生会	30	14310	32	19500	28	16950	25	14550	25	14700
熊本新生 "	67	32160	64	38550	61	36750	62	37200	39	26700
熊本市失対事業技能者厚生会	—	—	—	—	20	5850	18	10800	15	9450
計	1504	720,690	1459	878,700	1398	832,350	1246	747,900	986	631,050

民生

8 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始)

(1) 世帯数及び被保険者数

区分	42	43	44	45	46
総世帯数	127569	132856	140824	130393	146885
被保険者世帯数	41142	42474	45130	48610	51102
加入率(%)	3225	3179	3205	3728	3479
総人口	429483	431783	435795	448669	447200
被保険者数	131005	132641	137632	144831	149595
加入率(%)	3050	3072	3158	3228	3345

(注)総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

② 保険税賦課徴収状況

区 分		年 度					
		4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	
現 年 度 分	調 定 額 (円)	470,384,830	536,342,140	568,851,790	639,510,810	787,151,850	
	収 入 済 額 (%)	462,601,560	523,246,050	551,492,955	618,152,775	756,426,350	
	収 納 率 (%)	9835	9756	9695	9666	9610	
過 年 度 分	調 定 額 (円)	1,954,566.9	1,877,496.1	2,485,941.0	3,667,014.9	4,878,380.0	
	収 入 済 額 (%)	645,911.1	527,795.1	540,248.0	887,546.0	1,099,427.8	
	収 納 率 (%)	3305	2811	2173	2420	2310	
計	調 定 額 (円)	4,899,304,99	5,511,171,01	5,937,112,00	6,761,809,59	8,359,356,50	
	収 入 済 額 (%)	4,690,606,71	5,285,240,01	5,568,954,35	6,270,282,35	7,674,206,28	
	収 納 率 (%)	9574	9521	9380	9273	9193	
賦 課 期 日		4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	
徴 収 回 数		1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
税 負 担 額	被保険者1人当り(円)	3,591	4,044	4,133	4,405	5,301	
	一 世 帯 当 り	最 高 (%)	50,000	50,000	50,000	50,000	80,000
		最 低 (%)	2,900	3,330	3,330	3,330	3,330
		平 均 (%)	11,433	12,628	12,605	13,206	15,583
保 險 税 率	所 得 割 (%)	$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	
	資 産 割 (%)	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	
	均 等 割 (円)	984	1,236	1,236	1,236	1,236	
	平 等 割 (%)	1,920	2,100	2,100	2,100	2,100	
	賦 課 合 計	所 得 割 (%)	5,415	5,195	5,388	5,499	6,333
資 産 割 (%)	6.99	6.82	7.22	7.14	6.31		
均 等 割 (%)	2,407	2,678	2,501	2,405	1,921		
平 等 割 (%)	1,479	1,445	1,389	1,382	1,115		

③ 給付状況

区 分		年 度				
		4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
給 付 合 計	世 帯 主 (割)	7	7	7	7	7
	家 族 (%)	(43,11から) 5	7	7	7	7
療 養 費	件 数	588,759	648,782	690,686	730,505	775,576
	費 用 (円)	161,421,782.3	208,033,904.0	242,102,139.7	294,002,489.0	335,501,970.4
助 産 費	件 数	1,910	1,751	1,827	1,958	2,056
	費 用 (円)	5,727,000 (3,000)	5,253,000 (3,000)	12,061,000 (10,000)	19,227,000 (10,000)	20,518,000 (10,000)
育 児 費	件 数	1,209	970	951	1,097	1,280
	費 用 (円)	14,166,000 (200×6ヵ月)	11,412,000 (200×6ヵ月)	11,098,000 (200×6ヵ月)	12,940,000 (200×6ヵ月)	15,024,000 (200×6ヵ月)
葬 祭 費	件 数	1,106	937	952	883	944
	費 用 (円)	2,212,000 (2,000)	1,874,000 (2,000)	1,904,000 (2,000)	1,766,000 (2,000)	1,888,000 (2,000)
給 付 費 計	件 数	592,984	652,440	694,416	734,443	779,856
	費 用 (円)	16,235,734.23	20,886,072.40	24,360,961.97	29,623,118.90	33,789,281.04
は り き ゆ 術	件 数	38,335	41,447	42,654	48,450	54,388
	費 用 (円)	3,833,500 (100)	4,144,700 (100)	4,265,400 (100)	7,983,590 (170)	9,245,960

(注) ( ) 内は1件当り給付額

④ 診療費諸率

区 分 \ 年 度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
受 診 率(%)	446.21	485.27	498.43	499.59	518.88
1 件 当 り 日 数	4.5	4.6	4.5	4.2	4.3
1 件 当 り 費 用 額 (円)	2,750	3,219	3,515	4,039	4,339
1 人 当 り 費 用 額 (〃)	122.73	156.21	175.22	201.76	225.14
1 人 当 り 受 診 日 数	20	22	23	21	22
1 日 当 り 費 用 額 (円)	606	696	776	957	1,016
1 世 帯 当 り 費 用 額 (〃)	39,079	48,781	53,437	60,485	66,181
出 生 率 (%)	1.46	1.32	1.33	1.35	1.38
死 亡 率 (〃)	0.84	0.71	0.69	0.61	0.64

⑤ 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 585

加 入 状 況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限内に完納したとき、領収書1枚につき、20円

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限の翌日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき、10円

保険委員報酬

受持世帯50世帯以下	年額	2,600円
51世帯～90世帯	〃	2,800円
91〃～130〃	〃	3,000円
131〃～170〃	〃	3,200円
171〃以上	〃	3,400円

⑨ 国民年金 (昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区 分 \ 年 度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	
被 保 険 者	強制加入者	54,618	56,499	58,607	60,023	71,717
	任意加入者	11,498	13,245	19,222	21,695	21,850
	計	66,116	69,744	77,829	81,718	93,567
保 免 除 除 料 者	法定免除者	2,656	2,764	2,838	2,939	3,018
	申請免除者	6,838	4,803	4,470	4,367	4,027
	計	9,494	7,657	7,308	7,306	7,045
免 除 率 (%)	1.44	10.8	9.4	8.9	7.5	

② 拠出年金受給者及び支給年金額

区 分	4 4		4 5		4 6	
	受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
母子年金	269	14,799,600円 (55,200)	299	26,216,000円 (55,200)	331	31,180,800円 (91,200)
障害年金	97	7,152,000 (60,000)	123	13,676,000 (60,000)	169	18,744,000 (120,000)
遺児年金	20	4,044,000 (30,000)	24	16,560,000 (30,000)	25	17,616,000 (91,200)
準母子年金	—	(55,200)	—	(55,200)	—	—
計	386	22,356,000	466	41,548,000	525	51,686,400

(注) ( )内は年間1人当り受給額

③ 検認実施状況

区 分	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
検認対象月数	6,069,444	6,184,466	6,764,445	7,881,108	7,585,997
検認実施月数	5,566,633	6,069,900	6,677,754	7,795,555	7,534,440
前納月数	2,573	2,350	2,225	2,281	2,143
検認率(%)	92.1	98.5	99.0	99.2	99.6

④ 給付組合 (昭47.4.1現在)

納付組合設置数 506組合  
 組合員数 74,836人  
 組織率 99.4%  
 手数料 取り扱い1件につき13円

⑤ 福祉年金受給該当者状況

区 分	4 2		4 3		4 4		4 5		4 6	
	件数	率								
老 令	11,550	869%	12,250	880%	12,481	883%	13,585	886%	14,782	892%
障 害	1,374	104	1,443	104	1,484	105	1,578	103	1,661	101
母 子	364	2.7	226	1.6	167	1.2	171	1.1	125	0.7
準母子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13,288	100	13,919	100	14,132	100	15,334	100	16,568	100

⑥ 福祉年金受給状況

区 分	4 4			4 5			4 6			
	全額給	一部給	計	全額給	一部給	計	全額給	一部給	計	
老 令	件数	9821	867	10,688	10,657	923	11,580	13,245	46	13,291
	金額(千円)	21,213.4	7,727.2	28,940.6	25,576.8	7,832.2	33,409.0	36,556.2	650	36,621.2
障 害	件数	1,383	12	1,395	1,470	17	1,487	1,573	5	1,578
	金額(千円)	48,128	96	48,224	54,684	186	54,870	64,178	14	64,192
母 子	件数	144	4	148	149	3	152	109	1	110
	金額(千円)	4,339	31	4,370	4,855	30	4,885	3,856	11	3,867
計	件数	11,348	883	12,231	12,276	943	13,219	14,927	52	14,979
	金額(千円)	26,460.1	7,739.9	34,200.0	31,530.7	7,853.8	39,384.5	43,359.6	675	43,427.1

10 戸籍・住民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区分		年度		45			46		
		本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計		
住民登録	人	男	168,796	43,334	212,130	168,223	45,422	213,645	
		女	184,493	47,733	232,226	183,790	49,765	233,555	
		計	353,289	91,067	444,356	352,013	95,187	447,200	
	世帯数	120,332	23,899	144,231	120,952	25,933	146,885		
外国登録	人口	1,051	76	1,127	1,040	83	1,123		
	世帯数	430	43	473	441	44	485		
配給	人口	消費	346,371	64,432	410,803	354,274	67,455	421,729	
		生産	7,969	25,395	33,364	7,969	25,129	33,098	
		計	354,340	89,827	444,167	362,243	92,584	454,827	
	世帯数	消費	119,146	18,513	137,659	121,858	20,106	141,964	
		生産	1,616	4,668	6,284	1,616	4,818	6,434	
		計	120,762	23,181	143,943	123,474	24,924	148,398	

(2) 各種事務受理件数

区分		年度		45			46		
		本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計		
戸籍	出生	7,239	1,375	8,614	7,216	1,474	8,690		
	死亡	2,425	444	2,869	2,478	442	2,920		
	婚姻	3,379	654	4,033	3,734	759	4,493		
	離婚	555	65	620	528	80	608		
	転籍	1,081	242	1,323	1,123	271	1,394		
	認知	102	8	110	103	8	111		
	養子縁組	237	41	278	263	55	318		
	養子離縁	58	14	72	66	8	74		
	入籍	246	32	278	303	47	350		
	分籍	30	4	34	40	2	42		
	その他	987	103	1,090	502	117	619		
計	16,339	2,984	19,323	16,356	3,263	19,619			
住民登録	転入	20,976	3,561	24,537	20,976	4,009	24,985		
	転出	20,599	3,684	24,283	20,599	3,731	24,330		
	転居	20,253	5,667	25,920	20,253	6,923	27,176		
	その他	14,377	2,086	16,463	14,425	2,479	16,904		
	計	76,205	14,998	91,203	76,253	17,142	93,395		
印鑑登録	新規	15,628	3,358	18,986	15,172	3,531	18,703		
	改印	10,474	1,625	12,099	11,224	2,063	13,287		
	廃印その他	14,784	688	15,472	12,889	12,17	14,106		
	計	40,886	5,671	46,557	39,285	6,811	46,096		
外国登録	新規	105	—	105	107	—	107		
	変更その他	846	—	846	1,542	—	1,542		
	計	951	—	951	1,649	—	1,649		

民生

③ 各種証明取扱枚数

区 分	本 庁			支 所			計			
	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	
44 年 度	戸籍関係	124,067	6,421	130,488	23,611	1,809	25,420	147,678	8,230	155,908
	住民票関係	108,584	4,793	113,377	20,494	599	21,093	129,078	5,392	134,470
	印鑑証明	237,365	1,051	238,416	53,533	428	53,961	290,898	1,479	292,377
	転出証明書	22,907	53	22,960	2,749	-	2,749	25,656	53	25,709
	その他証明関係	15,246	2,524	17,770	1,046	65	1,111	16,292	2,589	18,881
	埋火葬許可証	166	1	167	305	226	531	471	227	698
	計	508,335	14,843	523,178	101,738	3,127	104,865	610,073	17,970	628,043
45 年 度	戸籍関係	121,564	8,499	130,063	39,599	3,316	42,915	161,163	11,815	172,978
	住民票関係	117,605	5,091	122,696	27,668	1,386	29,054	145,273	6,477	151,750
	印鑑証明	240,764	1,000	241,764	62,777	881	63,658	303,541	1,881	305,422
	転出証明書	22,933	60	22,993	3,669	-	3,669	26,602	60	26,662
	その他証明関係	14,944	3,198	18,142	1,890	181	2,071	16,834	3,379	20,243
	埋火葬許可証	155	-	155	252	154	406	407	154	561
	計	517,965	17,848	535,813	135,855	5,918	141,773	653,820	23,766	677,586
46 年 度	戸籍関係	127,475	7,874	135,349	39,630	3,502	43,132	167,105	11,376	178,481
	住民票関係	125,696	7,178	132,874	31,290	1,247	32,537	156,986	8,425	165,411
	印鑑証明	255,114	780	255,894	70,908	551	71,459	326,022	1,331	327,353
	転出証明書	22,001	35	22,036	3,732	0	3,732	25,733	35	25,768
	その他証明関係	17,054	2,159	19,213	2,965	421	3,386	20,019	2,580	22,599
	埋火葬許可証	-	2,447	2,447	-	481	481	-	29,28	29,28
	計	547,340	20,473	567,813	148,525	6,202	154,727	695,865	26,675	722,540

(注) (1)~(3)の支所欄は6支所を合算したものである

11 住民組織

(1) 町内自治会の結成状況

(各年4.1現在)

年	学校区	自治会(A)	組 織	世帯数(B)	世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$	結 成 率
45	45	435	9,571	118,765	273	100%
46	50	471	10,183	124,369	264	100%
47	52	480	10,780	130,555	271	100%

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯年 120円

(4) 補助金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する。

町内自治補助金	金額
200世帯以下の町内	年 20,000円
201世帯以上400世帯以下の町内	25,000円
401世帯以上の町内	30,000円

⑤ 交付時期

文書配布委託料 9月と3月の二期に分けて支給する。

町内自治振興補助金 9月に支給する。

## 12 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

本市では、昭和42年4月市長公室秘書課に交通安全対策室を設置し、地方自治法で市の固有事務として規定されている「交通安全の保持」のため、一連の交通安全対策事業を実施してきた。

しかし、昭和45年6月に交通安全対策基本法が施行され、地方自治体の責務が明示されることにより、本市もこれに基づき交通安全対策会議条例を制定すると共に、この機会に現在の交通情勢に対応できる体制を整えるため、従来の交通安全対策室を課に昇格した。その後、交通安全対策事業は、交通安全対策会議で策定される、熊本市交通安全計画を中心に、交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備促進、被害者の救済を柱に一層強力に推進している。

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は240名で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時の保護を中心に街頭指導を行なっている。また地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にもあたっている。

待遇

- 無報酬で年間2,000円程度の記念品を贈る
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

## 母の会の結成

母親が一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかっている。

### 結 成 数

7グループ

### 主 な 活 動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催する
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先して、参加協力する

## イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たしている。

現在は、スクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

## ウ 市営有料駐車場

市内中心部の駐車禁止促進に伴ない、駐車場整備が急務であるとの考えから、市民会館前に建設し、47年1月にオープンした。

所在地 熊本市花畑町4番18号

経営主体 熊本市

総工費 77,000千円

規模 鉄筋コンクリート構造、地下1階、地上1階

総面積 2,568㎡

駐車料金

30分ごと	車種	普通自動車	軽自動車
普通料金		50円	40円
特別料金		25円	20円

(注)普通料金…午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの

特別料金…午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの

間に出庫するもの

## エ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月予算240万円をもって新たに事故相談所を開設した。

専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行なっている。

交通事故相談件数調

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
4 2	7 1	6 4	7	7 0	1	0
4 3	2 6 2	2 1 9	4 3	2 4 9	1 2	1
4 4	3 8 0	2 9 1	8 9	3 2 6	4 9	5
4 5	2 8 7	2 2 3	6 4	2 4 9	3 1	7
4 6	3 4 1	2 8 7	5 4	3 0 6	3 1	4

要旨別 年 件数	治請 療費 求	慰 謝料	示 談	損賠 害償	休補 業償	仮請 渡金 求	後 遺症	任保 意險	事証 故明	調裁 定判	そ の他	計
4 2	1 0	9	1 0	2 1	3	5	1	0	1	2	9	7 1
4 3	7 2	3 5	5 1	4 7	7	1 3	3	0	2	6	2 6	2 6 2
4 4	1 2 3	6 6	7 7	4 3	2 1	8	9	2	5	1 6	1 0	3 8 0
4 5	4 5	3 9	5 7	7 3	1 8	7	2	3	0	8	3 5	2 8 7
4 6	6 1	3 9	5 9	7 8	1 7	2 0	1 8	9	1	1 3	2 6	3 4 1

② 交通安全施設等設置状況

年度 工種	4 3		4 4		4 5		4 6	
	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費
歩 道	8,199m	29,209 <sup>千円</sup>	9,201m	53,348 <sup>千円</sup>	5,888m	49,290 <sup>千円</sup>	6,651m	60,020 <sup>千円</sup>
横断歩道橋	2カ所	1,0670			1カ所	5,369		
道路照明	12基	1,170						
防 護 柵	530m	1,935	981m	3,146	462m	1,437	3,001m	8,677
中央分離帯	152m	2,944						
交差点改良					1カ所	679		
区 画 線	8,884m	1,501	4,810m	1,080	500m	145	11,980m	1,250
バス停車帯			1カ所	752				
道路標識			10基	830	126基	773	148基 (72本取 付変更)	814
道路反射鏡			33基	945	48基	1,363	50基	1,474
歩道舗装					2,300m	5,042		
視線誘導標							1カ所	770
計	—	47,429	—	60,101	—	64,098	—	73,005

㊦ 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方式 市直営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 会費

(昭45.4.1改正)

会員となった日	中学生以下	一般
4月1日～6月30日	365円	500円
7月1日～9月30日	300	420
10月1日～12月31日	240	340
1月1日～3月31日	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

イ 共済見舞金

(昭45.4.1改正)

等級	傷害の程度	共済見舞金基準額	
		入院	通院
1	死亡した場合	500,000円以内	500,000円以内
2	全治6か月以上の傷害を受けた場合	100,000円以内	50,000円以内
3	全治5か月以上の傷害を受けた場合	80,000円以内	40,000円以内
4	全治4か月以上の傷害を受けた場合	60,000円以内	30,000円以内
5	全治3か月以上の傷害を受けた場合	40,000円以内	20,000円以内
6	全治2か月以上の傷害を受けた場合	20,000円以内	10,000円以内
7	全治1か月以上の傷害を受けた場合	10,000円以内	5,000円以内
8	全治1か月未満の傷害を受けた場合 (ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす。)	5,000円以内	3,000円以内

(注) 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う

ウ 加入状況

年度	区分	加入者	会費収入
43		101,786	37,151,890円
44		90,054	32,869,710
45		76,150	34,463,350
46		70,852	33,099,125

工 給付状況

等級	加入年度及び 入・通院区分	見舞金額	件数	支給金額	
1 等級	4 4	5 0 万円	3	1,5 0 0 円	
	4 5	5 0 "	1 6	8,0 0 0	
	4 6	5 0 "	1 1	5,5 0 0	
2 "	4 4	1 0 "	7 3	7,3 0 0	
	4 5	入 院	1 0 "	9	9 0 0
		通 院	5 "	2	1 0 0
	4 6	入 院	1 0 "	1 5	1,5 0 0
通 院		5 "	1 6	8 0 0	
3 "	4 4	5 "	8 8	4,4 0 0	
	4 5	入 院	8 "	3	2 4 0
		通 院	4 "	5	2 0 0
	4 6	入 院	8 "	9	7 2 0
通 院		4 "	1 5	6 0 0	
4 "	4 4	2 "	1 4 1	2,8 2 0	
	4 5	入 院	6 "	1 0	6 0 0
		通 院	3 "	9	2 7 0
	4 6	入 院	6 "	2 0	1,2 0 0
通 院		3 "	2 6	7 8 0	
5 "	4 4	5 千	7 6	3 8 0	
	4 5	入 院	4 万	1 4	5 6 0
		通 院	2 "	1 5	3 0 0
	4 6	入 院	4 "	3 0	1,2 0 0
通 院		2 "	3 2	6 4 0	
6 "	4 4	2 千	1 0	2 0	
	4 5	入 院	2 万	3 8	7 6 0
		通 院	1 "	5 0	5 0 0
	4 6	入 院	2 "	7 9	1,5 8 0
通 院		1 "	8 4	8 4 0	
7 "	4 5	入 院	1 "	9 3	9 3 0
		通 院	5 千	1 0 8	5 4 0
	4 6	入 院	1 万	1 6 5	1,6 5 0
		通 院	5 千	1 7 3	8 6 5
8 "	4 5	入 院	5 "	1 0 9	5 4 5
		通 院	3 "	2 9 7	8 9 1
	4 6	入 院	5 "	1 2 1	6 0 5
		通 院	3 "	3 4 4	1,0 3 2
弔慰見舞金	4 5	5 "	0	0	
	4 6	5 "	1 5	7 5	
合 計	4 4		3 9 1	1 6.4 2 0	
	4 5	入 院	2 9 2	1 2.5 3 5	
		通 院	4 8 6	2,8 0 1	
		計	7 7 8	1 5.3 3 6	
	4 6	入 院	4 5 0	1 3.9 5 5	
		通 院	7 0 5	5.6 3 2	
計		1,1 5 5	1 9.5 8 7		

民生

④ 交通事故

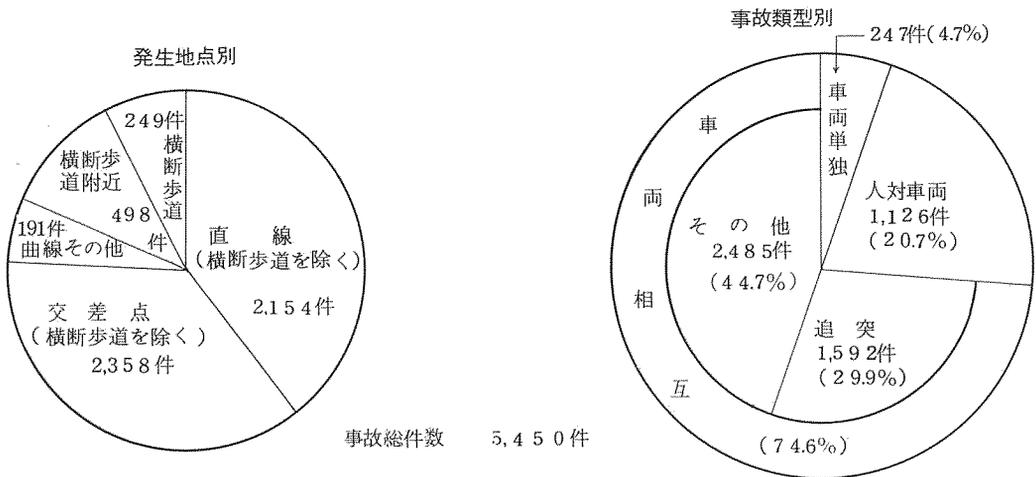
ア 市内交通事故の推移

年	区分	人身事故		死者		負傷者	
		実数	指数	実数	指数	実数	指数
42		2,833	100	37	100	3,278	100
43		3,795	134	49	132	4,441	135
44		5,130	180	46	124	6,285	192
45		5,144	180	32	86	6,361	194
46		5,450	192	43	115	6,832	208

イ 昭和46年市内交通事故分析

傷者年令別並びに男女別

区分	年令	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	計
		男	337	878	1,553	1,025	685	423	146	82	10	
女	196	187	460	303	251	138	79	60	10	0	1,684	
計		533	1,065	2,013	1,328	936	561	225	142	20	0	6,832
比率 (%)		8	15	30	20	13	9	3	2	0.3	0	100



こどもの交通事故 (中学生以下)

